平成２４年（フ）第１２６号
栃木県足利市西新井町3429番地４
債務者　伴　　郁美
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２４２３号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅９棟305号
債務者　山内美由起
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４２４号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅９棟305号
債務者　山内　　武（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４５５号
横浜市青葉区荏田町358番地
債務者　上野　公宣
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８３号
横浜市港北区樽町４丁目６番24号　コーラル・コーチ２Ｆ
債務者　水野　栄治
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１５号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目５番７号
債務者　立川　貴浩
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５７号
横浜市戸塚区矢部町969番地21　弘栄ハイム205号
債務者　橋本美智子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７５号
横浜市南区庚台２番地５　201
債務者　藤田　竜亮
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５８３号
横浜市南区堀ノ内町１丁目46番地４　堀ノ内テラス102
債務者　穂積　実希（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５８８号
横浜市神奈川区松見町２丁目579番地28
債務者　石原　大輔
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始の取消決定確定

平成２４年（フ）第８９２７号
東京都豊島区駒込７丁目１－１
破産者　田澤　茂永
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成24年11月30日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目７番地21　ハイツ鬼塚201号
破産者　古川佳代子
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４５１号
北海道恵庭市恵央町18番　市営住宅203号
破産者　桑野美知子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５号
富山県高岡市戸出町４丁目４番48―202号　パークコート・ラフィンⅡ、前住所石川県輪島市気勝平町52番地３
破産者　大門　雄信
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１９０９号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目７番10号
破産者　石井　　満
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２号
兵庫県明石市魚住町鴨池６番地の12　パラドール魚住Ⅱ406号、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水528番地の36　グローバル魚住504号
破産者　兼口　浩二
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部